

介護保険は「予防」と「安心」で暮らしを支える制度です

わたしたちの

令和3年度  
(2021年度)

# 介護保険

わかりやすい利用の手引き



もくじ

P 2 しくみと加入者

P 4 介護保険料の決め方・納め方

P 6 サービス利用の手順

P 8 介護サービス・介護予防サービスなど

P12 地域密着型サービス

P13 福祉用具貸与・購入、住宅改修

P14 費用の支払い

P16 介護予防・日常生活支援総合事業

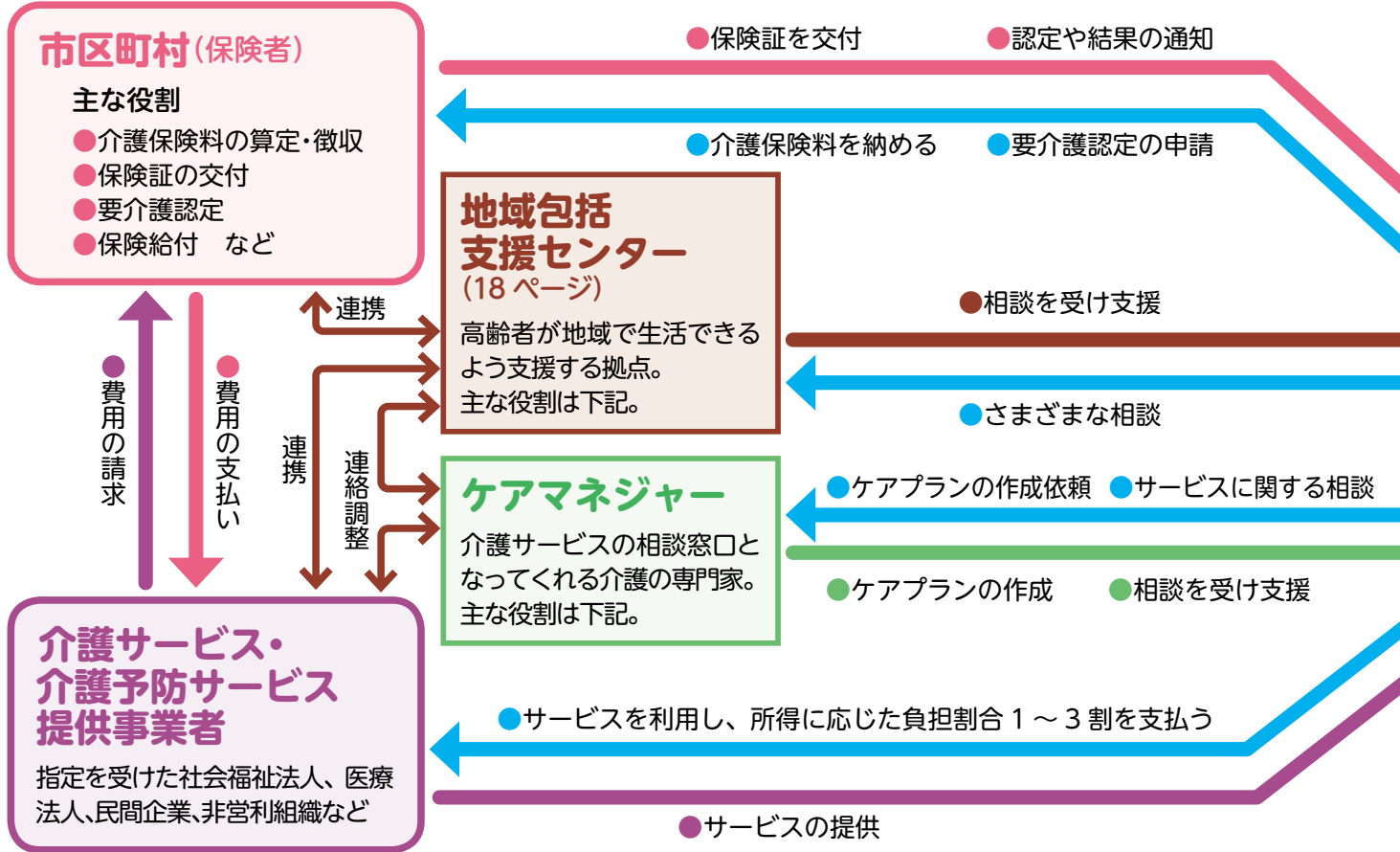
P17 小田原市の高齢者向け事業

P18 小田原市の地域包括支援センター

## 小田原市

# 住み慣れた地域でいつまでも

介護保険は、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための制度です。40歳以上の皆さま介護が必要になったときには、費用の一部を負担することで介護保険サービスを利用でき



## 「地域包括支援センター」とは？

介護予防ケアプランを作成するほか、市・医療機関・サービス提供事業者・ボランティアなどと協力しながら、地域の高齢者のさまざまな相談に対応する総合相談窓口です。

### 【主にどんなことをするの？】

- 高齢者やその家族、地域住民からの介護や福祉に関する相談への対応、支援
- 介護予防ケアプランの作成、介護予防事業のマネジメント
- 高齢者に対する虐待の防止やその他の権利擁護事業 など

## どんなスタッフがいるの？



地域包括支援センターのスタッフは、主任ケアマネジャー、保健師（または経験のある看護師）、社会福祉士を中心に構成されています。

## 「ケアマネジャー」とはどんな人？

ケアマネジャーは、利用者の希望や心身の状態にあったサービスが利用できるように導いてくれる介護サービスの窓口役です。

## 【ケアマネジャーの役割】

- 要介護認定の申請代行
- ケアプランの作成
- 介護サービス事業者との連絡調整
- サービスの再評価とケアプランの練り直しなど



ケアマネジャーは正式には介護支援専門員といい、「居宅介護支援事業所」等に所属しています。

# 元気に

んが加入者（被保険者）となり、保険料を納め、きます。運営は市区町村が行っています。



## 65歳以上の方 (第1号被保険者)

【介護保険を利用できる方】  
「要介護認定」（介護や支援が必要であるという認定）を受けた方  
(要介護認定 → 6 ページ)

※65歳以上の方は、介護が必要になった原因を問わず、介護保険を利用できます。  
ただし、交通事故などの第三者行為が原因の場合は、市区町村へ届け出をお願いします。

## 加入者（被保険者）

年齢で二つの被保険者に分れます。



## 40～64歳の方 (第2号被保険者)

【介護保険を利用できる方】  
介護保険の対象となる病気\*が原因で「要介護認定」を受けた方。  
交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外となります。

※介護保険の対象となる病気(特定疾病)には、下記の16種類が指定されています。

●がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）

●関節リウマチ ●筋萎縮性側索硬化症 ●後縦靭帯骨化症

●骨折を伴う骨粗しょう症 ●初老期における認知症

●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病

●脊髄小脳変性症 ●脊柱管狭窄症 ●早老症

●多系統萎縮症

●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症

●脳血管疾患 ●閉塞性動脈硬化症 ●慢性閉塞性肺疾患

●両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

## 介護保険の保険証

介護保険のサービスを利用するときなどに必要になります。大切に保管しましょう。

### 65歳以上の方は

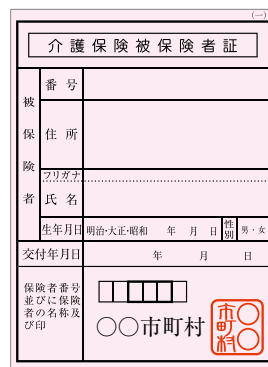
65歳になる月までに全員に交付されます。

### 40～64歳の方は

認定を受けた方に交付されます。

### 【保険証が必要なとき】

- ・要介護認定を申請（新規・更新・変更）するとき
- ・ケアプランを作成するとき
- ・介護保険サービスを利用するとき など



## 負担割合証

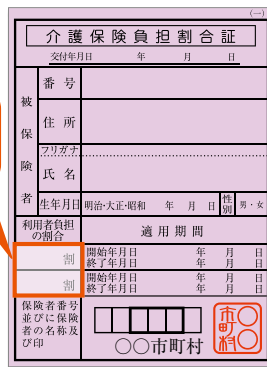
要介護認定を受けた方、介護予防・生活支援サービス事業対象者には、負担割合（1～3割）を示す「介護保険負担割合証」が交付されます。介護保険サービス等を利用するときに必要なになります。

※負担割合に関して、詳しくは14ページ。

【適用期間】1年間（8月1日～翌年7月31日）

※毎年自動更新され、新しい証が交付されます。

負担割合（1～3割）が記載されます。



介護保険の保険証、負担割合証はイメージです。実際のものとは異なります。

# 社会全体で介護保険を支えて

## 65歳以上の方の介護保険料の決まり方

65歳以上の方の介護保険料は、市区町村の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。



### 基準額の決まり方

市区町村に必要な  
介護サービスの総費用



65歳以上の方  
の負担分 23%



市区町村に住む  
65歳以上の方の人数



小田原市の2021～2023年度の保険料の基準額 60,720円(年額)

介護保険料は、この「基準額」をもとに、所得状況に応じて、13段階に分かれます。

所得段階	対象となる方	保険料	
		料率	年額
第1段階	・生活保護利用者等 ・世帯全員が市町村民税非課税者で、本人の年金収入と合計所得金額 <sup>※2</sup> の合計額が80万円以下	×0.30 <sup>※1</sup>	18,210円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税者で、本人の年金収入と合計所得金額の合計額が120万円以下	×0.48 <sup>※1</sup>	29,140円
第3段階	本人の年金収入と合計所得金額の合計額が80万円超	×0.70 <sup>※1</sup>	42,500円
第4段階	本人の年金収入と合計所得金額の合計額が80万円以下	×0.90	54,640円
第5段階	本人が市町村民税非課税(同じ世帯に課税者がいる)	×1.00 (基準額)	60,720円
第6段階	本人が市町村民税課税者で、合計所得金額が120万円未満	×1.20	72,860円
第7段階	本人が市町村民税課税者で、合計所得金額が200万円未満	×1.30	78,930円
第8段階	本人が市町村民税課税者で、合計所得金額が300万円未満	×1.50	91,080円
第9段階	本人が市町村民税課税者で、合計所得金額が400万円未満	×1.70	103,220円
第10段階	本人が市町村民税課税者で、合計所得金額が600万円未満	×1.80	109,290円
第11段階	本人が市町村民税課税者で、合計所得金額が800万円未満	×1.90	115,360円
第12段階	本人が市町村民税課税者で、合計所得金額が1,000万円未満	×2.00	121,440円
第13段階	本人が市町村民税課税者で、合計所得金額が1,000万円以上	×2.10	127,510円

※1 第1段階から第3段階の保険料は、公費による軽減制度のため、本来の料率よりも引き下げられています。

※2 「合計所得金額」は、所得税に係る譲渡所得の特別控除に適用がある場合にあっては、その額を控除して得た額です。さらに、第1段階～第5段階で給与所得がある場合は10万円を控除した額(所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を加えて得た額から控除)<sup>\*</sup>、第6段階以上で給与所得及び公的年金等に係る雑所得がある場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額<sup>\*</sup>です。(※0円を下回る場合には0円とします。)

\* 第1段階から第5段階までの合計所得金額は、公的年金等に係る雑所得を控除して得た額です。



# います

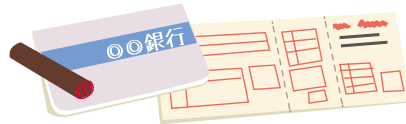
## 65歳以上の方の介護保険料の納め方

年金が年額 **18万円未満**の方 → **【納付書】**や**【口座振替】**で各自納めます

●市区町村から納付書が送付されますので、取り扱い金融機関等で納めてください。

忙しい方、なかなか外出ができない方は、

**口座振替が便利**です。



口座振替が便利ね

手続き

- ①介護保険料の**納付書、通帳、印かん（通帳届出印）**を用意します。
- ②取り扱い金融機関で「**口座振替依頼書**」に必要事項を記入し、申し込みます。  
※口座振替のお申し込みから開始まで40日程度かかります。  
※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできないケースがあります。



年金が年額 **18万円以上**の方 → 年金から **【天引き】**になります

●介護保険料の年額が、年金の支払い月に年6回に分けて天引きになります。

年金の支払い月

4月 6月 8月 10月 12月 2月

本来、年金から天引きの「特別徴収」の方もこんなときは、一時的に納付書で納めます



- 年度途中で介護保険料が増額になった
- 年度途中で他の市区町村から転入した
- 年度途中で老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- 年金が一時差し止めになった など
- 年度途中で65歳になった
- 介護保険料が減額になった

## 40～64歳の方の介護保険料

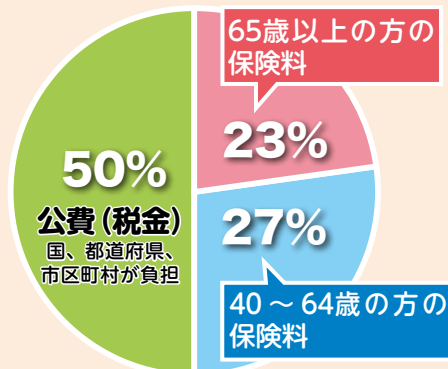
40～64歳の方（第2号被保険者）の介護保険料は、加入している医療保険の算定方式を基本として決まります。詳しくは加入している医療保険にお問い合わせください。

### 介護保険料を滞納すると？

災害などの特別な事情がないのに滞納が続く場合、介護サービスを利用するときに保険給付が償還払いとなったり、未納期間に応じて利用者負担が引き上げられるなどの「給付制限」の措置がとられます。介護保険料は必ずお納めください。



### 【介護保険の財源の内訳】



（このほかに利用者負担分があります）



# 介護保険の利用には申請が必

介護保険サービスを利用するときは、まず市が行う「要介護認定」を受けます。「要介護認定」とは、介護保険サービスがどれくらい必要か、などを判断するための審査です。

## ①申請する

申請は市の高齢介護課や住民窓口（マロニエ・いずみ・こゆるぎ）だけでなく、郵送でも受け付けています。申請は、本人のほか家族でもできます。

次のところに申請の代行を依頼できます。（更新申請も含まます。）

- ・地域包括支援センター
- ・居宅介護支援事業者
- ・介護保険施設

### 申請に必要なもの

#### ☑申請書

申請の窓口においてあります。

#### ☑介護保険の保険証

40～64歳の方は健康保険の保険証が必要です。

#### ☑健康保険の保険証

（40～64歳の方）

#### ☑マイナンバーが確認できるもの

個人番号カード、通知カード<sup>(※)</sup>など。

※通知カードの記載事項（住所・氏名等）が住民票の記載事項と一致している場合は、マイナンバーを証明する書類として利用できます。

#### ☑身元確認ができるもの

個人番号カード、運転免許証など。

（写真がない身分証明書の場合は2種類が必要）

申請書には主治医の氏名・医療機関名・診療科名・所在地・電話番号を記入する欄があります。かかりつけの医師がいる方は、確認しておきましょう。

## ②要介護認定

申請をすると、訪問調査の後に公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い（要介護度）が決まります。

### ●訪問調査

調査員がご自宅などを訪問し、心身の状態、家族・居住環境などについて聞き取り調査を行います。

### ●主治医の意見書

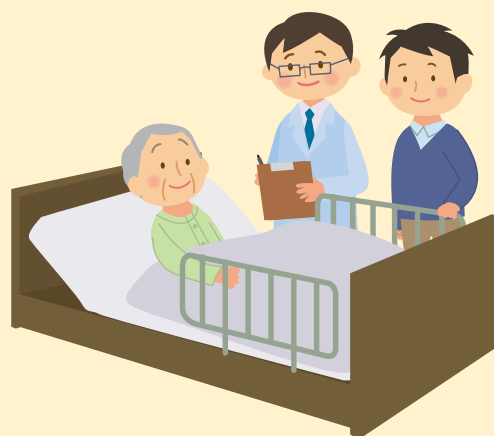
市の依頼により主治医が意見書を作成します。

### ●一次判定

訪問調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目をコンピュータに入力し、一次判定を行います。

### ●二次判定（認定審査）

一次判定や主治医の意見書などをもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査します。



## 認定の有効期間

新規認定は原則6カ月、更新は原則12カ月です。継続してサービスを利用する場合は、認定の有効期間が過ぎる前に更新の申請が必要です。審査の結果、上記の認定の有効期間が短縮または延長される場合があります。

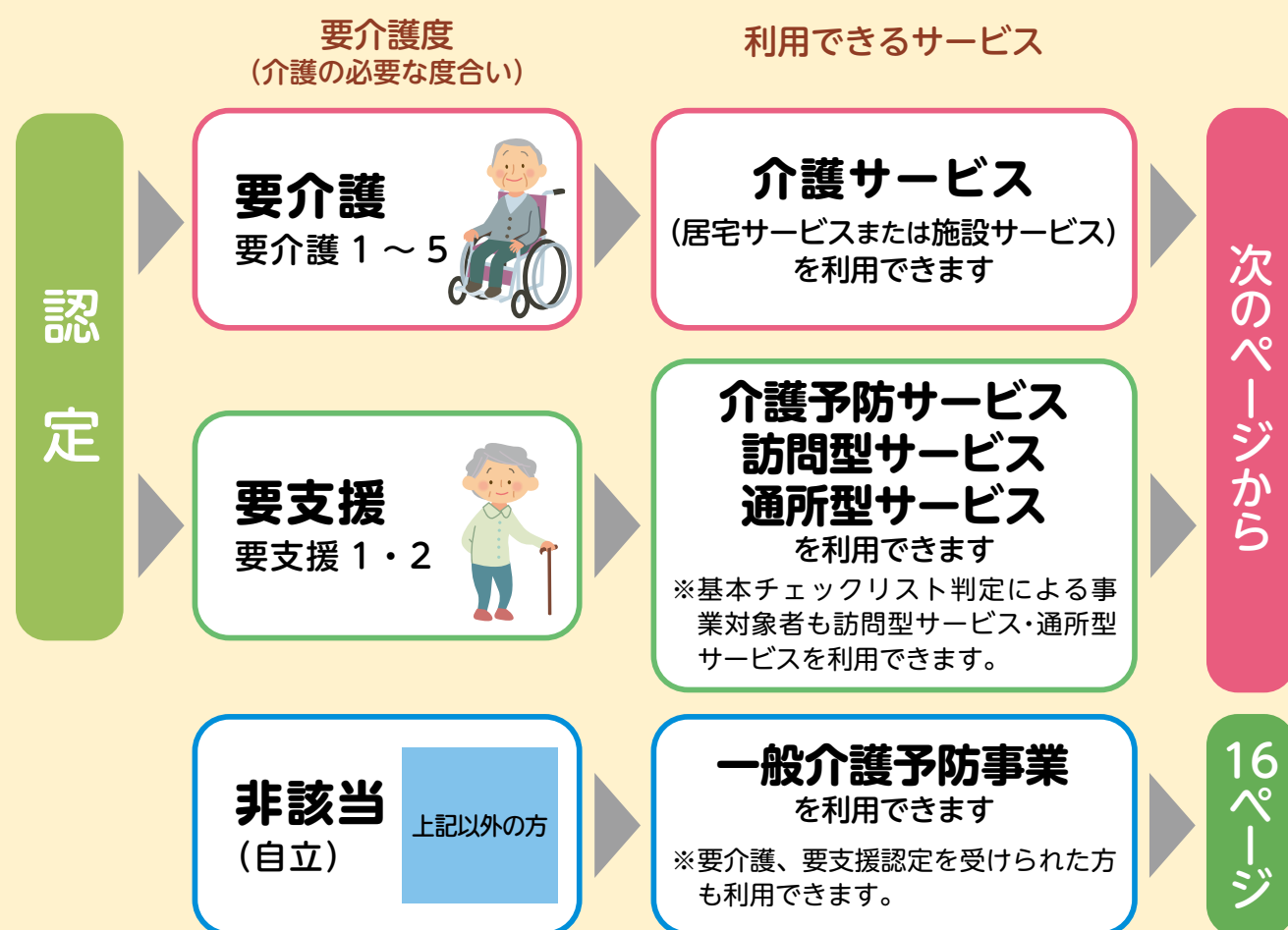


# 要です



## ③結果の通知

通知は申請から原則30日以内に届きます。要介護度に応じて、利用できるサービスや介護保険で認められる月々の利用限度額などが異なります。



### 基本チェックリスト判定による事業対象者

介護予防サービスのうち訪問介護と通所介護は介護予防・日常生活支援総合事業<sup>\*</sup>の訪問型サービス・通所型サービスとなります。要支援の認定を受けている方が訪問型サービス・通所型サービスのみを希望する場合は、要介護認定の更新手続きをしなくても、地域包括支援センター等による基本チェックリスト判定で「事業対象者」に該当すれば利用できます。  
(利用できるサービス→8、10、16ページ)

#### ※介護予防・日常生活支援総合事業

市が主体となり、介護予防の充実と多様な担い手によるサービスの提供を目指すもので、介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業が含まれます。(→16ページ)

しくみと加入者

介護保険料の  
決め方・納め方

サービス利用の  
手順

介護サービス・  
介護予防サービスなど

地域密着型  
サービス

福祉用具貸与・  
購入、住宅改修

費用の支払い

介護予防・  
日常生活支援総合事業

小田原市の  
高齢者向け事業

小田原市の地域  
包括支援センター

# 自宅を中心に利用するサービス

自宅を中心に受けるサービスは「居宅サービス」と呼ばれます。「居宅サービス」には「訪問してもらうサービス」や「施設に通うサービス」など、さまざまな種類があります。

以降のページのマーク、自己負担のめやす等について

要介護  
1~5

要介護1～5の方が利用できるサービス。

要支援  
1・2

要支援1・2の方が利用できるサービス。

事業  
対象者

基本チェックリスト判定による事業対象の方が利用できるサービス。

- 自己負担は1割から3割です。本冊子は、**自己負担1割の費用をめやすとして**掲載しています。
- 実際にかかる費用は、サービス事業者の所在地や体制、利用するサービスの内容によって異なります。



## 介護サービス・介護予防サービスの利用について相談する

ケアプランを  
作成する

要介護  
1~5

きょたくかいごしえん  
**居宅介護支援**

ケアマネジャーにケアプランを作成してもらうほか、安心して介護サービスを利用できるよう支援してもらいます。

要支援  
1・2

かいごよぼうしえん  
**介護予防支援**

地域包括支援センターの職員などに介護予防ケアプランを作成してもらうほか、安心して介護予防サービスを利用できるよう支援してもらいます。

要支援  
1・2

かいごよぼう  
**介護予防**

ケアマネジメント

ケアプランの作成および相談は**無料**です。(全額を介護保険で負担します)



## 日常生活の手助けをしてもらう

自宅を訪問してもらう

要介護  
1~5

ほうもんかいご  
**訪問介護**  
【ホームヘルプサービス】

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。

〈身体介護〉 ●食事、入浴、排せつのお世話  
●体位交換・外出介助 など

〈生活援助〉 ●住居の掃除、洗濯、買い物  
●食事の準備、調理 など

自己負担(1割)のめやす

身体介護中心	20分～30分未満	268円
生活援助中心	20分～45分未満	196円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。



要支援  
1・2

事業  
対象者

ほうもんがた  
**訪問型サービス**  
くにきじゅん きじゅんかんわ  
〈国基準・基準緩和〉

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、調理や掃除など、利用者ができることが増えるよう支援してもらいます。

自己負担(1割)のめやす	国基準	基準緩和
週1回程度の利用	287円	243円
週2回程度の利用	291円	
週3回以上の利用	307円	

※要支援1の方は週3回以上の利用ができません。

※基準緩和サービスでは身体介護を行いません。







## 自宅で入浴する

要介護  
1~5

要支援  
1・2

### ほうもんにゆうよくかいご かいご よ ぼうほうもんにゆうよくかいご 訪問入浴介護(介護予防訪問入浴介護)

自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受けます。

自己負担(1割)のめやす【1回あたり】

要介護 1~5	1,349 円	要支援 1・2	912 円
---------	---------	---------	-------



自宅を訪問してもらおう

要介護  
1~5

要支援  
1・2

### ほうもんかんご 訪問看護 かいご よ ぼうほうもんかんご (介護予防訪問看護)

看護師などに訪問してもらい、床ずれの手当てや点滴の管理などをしてもらいます。



自己負担(1割)のめやす【30分~1時間未満の場合】

要介護度	病院・診療所から	訪問看護ステーションから
要支援 1・2	591 円	848 円
要介護 1~5	614 円	879 円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

## 自宅でリハビリをする

要介護  
1~5

要支援  
1・2

### ほうもん 訪問リハビリテーション かいご よ ぼうほうもん (介護予防訪問リハビリテーション)

リハビリの専門家に訪問してもらい、自宅でリハビリを受けます。

自己負担(1割)のめやす

1 回	324 円
-----	-------



## お医者さんなどによる療養上の管理や指導を受ける

要介護  
1~5

要支援  
1・2

### きょたくりょうようかんり し どう 居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けます。



自己負担(1割)のめやす【単一建物居住者1人に対して行う場合】

医師の場合(月2回まで)	514 円
歯科医師の場合(月2回まで)	516 円
医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	565 円
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	517 円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	361 円

## 「共生型サービス」が創設されました。(2018年4月から)

共生型サービスは、1つの事業所で、介護保険と障がい福祉のサービスを一体的に提供する取り組みです。障がい福祉事業所の指定を受けていれば、介護保険事業所の指定も受けやすくなります。(逆の場合も同じ)

障がい者

高齢者

共生型サービス事業所

障がい福祉サービス事業所等

介護保険事業所

### 【対象サービス】

訪問介護 デイサービス ショートステイ 等

障がい福祉サービスを受けてきた方が65歳になると、なじみの事業所でサービスを受け続けることが難しいという問題がありました(65歳以上で公的サービスを受ける場合、介護保険が優先されるため)。この問題を解消するために「共生型サービス」が創設されました。



施設に通って食事や入浴などのサービスを受ける

施設に通って受ける

要介護 1~5 つうしょかいご **通所介護** (デイサービス) 要支援 1~2 事業対象者 つうしょがた **通所型サービス** (国基準・基準緩和)

デイサービスセンターで、食事・入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援が日帰りで受けられます。

自己負担(1割)のめやす [通常規模の施設 / 7~8時間未満の利用の場合]

要介護 1	685 円
要介護 5	1,194 円

※定員18人以下の通所介護は「地域密着型通所介護」に移行しました。(→12ページ)

自己負担(1割)のめやす	国基準	基準緩和
要支援 1・事業対象者(週1回程度)	402 円	275 円
要支援 2・事業対象者(週2回程度)	413 円	285 円

※基準緩和サービスでは、「入浴、排せつ、食事等の介助」と「送迎」を行いません。

施設に通ってリハビリをする

要介護 1~5 つうしょ **通所リハビリテーション** (デイケア)

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。

自己負担(1割)のめやす [通常規模の施設 / 7~8時間未満の利用の場合]

要介護 1	799 円
要介護 5	1,445 円

〈加算〉  
 ・栄養改善 211円 / 1回  
 ・口腔機能向上 159円 / 1回など

要支援 1~2 かいご よぼうつうしょ **介護予防通所リハビリテーション**

介護老人保健施設や病院・診療所で、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練などが日帰りで受けられます。

1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす (加算)  
 ・運動器機能向上 238円 / 月  
 ・栄養改善 211円 / 月  
 ・口腔機能向上 159円 / 月 など

要支援 1	2,166 円
要支援 2	4,219 円

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。 ※食費、日常生活費は別途負担となります。



自宅で介護を受けている方が一時的に施設に泊まる

短期間施設に泊まる

要介護 1~5 たん き にゅうしょせいいかつかいご **短期入所生活介護** (ショートステイ) (介護予防短期入所生活介護) かいご よぼうたん き にゅうしょせいいかつかいご

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす [併設型の施設の場合]

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	629 円	629 円	735 円	要支援 1	471 円	471 円	552 円
要介護 5	922 円	922 円	1,030 円	要支援 2	586 円	586 円	685 円

医療の助けが必要な方が一時的に施設に泊まる

要介護 1~5 たん き にゅうしょりょうようかいご **短期入所療養介護** (医療型ショートステイ) (介護予防短期入所療養介護) いりょうがた かいご よぼうたん き にゅうしょりょうようかいご

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練などが受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす [介護老人保健施設の場合]

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	786 円	865 円	871 円	要支援 1	603 円	638 円	649 円
要介護 5	1,010 円	1,092 円	1,097 円	要支援 2	754 円	803 円	818 円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。 ※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。  
 ※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。

※自己負担は1～3割です。本冊子は、自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。



## 有料老人ホームなどに入居している方が介護サービスを受ける

自宅から移り  
住んで利用する

要介護 1～5  
要支援 1・2

### とくていしせつにゆうきよしやせいかつかいご 特定施設入居者生活介護

かいごよぼうとくていしせつにゆうきよしやせいかつかいご  
(介護予防特定施設入居者生活介護)

有料老人ホームなどに入所している方が受けるサービスです。  
食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。  
※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす【包括型(一般型)】

要支援 1	191 円
要支援 2	325 円
要介護 1	563 円
要介護 5	844 円

## 介護保険施設で受けるサービス

下記の介護保険施設に入所して受けるサービスを「施設サービス」といいます。  
入所を希望するときは、施設に直接申し込みます。必要性の高い方から入所できます。

※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。  
※居住費、食費、日常生活費が別途負担となります。



### 生活介護が中心の施設

要介護 3～5

### かいごろうじんふくししせつ 介護老人福祉施設

とくべつようごろうじん  
【特別養護老人ホーム】

つねに介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 3	約22,322円	約22,322円	約24,861円
要介護 5	約26,554円	約26,554円	約29,125円

※新規に入所できるのは原則、要介護3以上の方。

### 介護やりハビリが中心の施設

要介護 1～5

### かいごろうじんほけんしせつ 介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	約22,384円	約24,704円	約24,955円
要介護 5	約28,999円	約31,444円	約31,633円

### 病院での療養が中心の施設

要介護 1～5

### かいごりょうようがたいりょうしせつ 介護療養型医療施設

急性期の治療を終え、病状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	約18,591円	約21,507円	約22,134円
要介護 5	約32,981円	約35,928円	約36,555円

### 長期療養の機能を備えた施設

要介護 1～5

### かいごいりょういん 介護医療院

医療と介護が一体的に受けられます。主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設。

※令和6年(2024年)3月末に廃止が予定されている介護療養型医療施設の転換先と位置付けられています。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	約22,384円	約25,864円	約26,397円
要介護 5	約39,219円	約42,699円	約43,232円

しくみと加入者

介護保険料の  
決め方・納め方

サービス利用の  
手順

介護サービス・  
介護予防サービスを  
受ける

地域密着型  
サービス

福祉用具貸与・  
購入、住宅改修

費用の支払い

介護予防・  
日常生活支援総合事業

小田原市の  
高齢者向け事業

小田原市の地域  
包括支援センター



# 住み慣れた地域で受けるサービス

住み慣れた地域で生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。基本的には、利用者はサービス事業所のある市区町村の住民に限られます。

訪問サービス  
24時間対応の

## 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護職員と看護師が一体または密接に連携し、定期的に訪問します。また、利用者の通報や電話などに対して随時対応します。

1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす  
【介護、看護一体型事業所の場合】

要介護度	介護のみ利用	介護と看護を利用
要介護 1	6,096円	8,894円
要介護 5	27,637円	31,673円

夜間の訪問サービス

## 夜間対応型訪問介護

夜間に定期的にヘルパーが巡回して介護を行う訪問介護と、緊急時に利用者が通報するとヘルパーが急行する24時間態勢の訪問介護があります。

自己負担(1割)のめやす  
【基本対応の場合】

1カ月	1,097円
-----	--------

通所介護  
小規模な

## 地域密着型通所介護

定員18人以下の施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

自己負担(1割)のめやす  
【7～8時間未満の利用の場合】

要介護 1～要介護 5	784円～1,367円
-------------	-------------

認知症の人向けのサービス

## 認知症対応型通所介護

認知症と診断された高齢者が、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。

自己負担(1割)のめやす【7～8時間未満の利用の場合】

要介護度	要介護費用	要支援費用
要介護 1	1,047円	要支援 1 907円
要介護 5	1,503円	要支援 2 1,012円

## 認知症対応型共同生活介護

認知症と診断された高齢者が共同で生活できる場(住居)で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす  
【2ユニット以上の事業所の場合】

要介護度	要介護費用	要支援費用
要介護 1	786円	要支援 2 782円
要介護 5	882円	

通い・訪問泊まりなどを組み合わせたサービス

## 小規模多機能型居宅介護

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に泊まる「宿泊」のサービスを受けられます。

1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす  
【事業所と同一の建物に居住していない場合】

要介護度	要介護費用	要支援費用
要介護 1	10,997円	要支援 1 3,627円
要介護 5	28,609円	要支援 2 7,331円

## 看護小規模多機能型居宅介護

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に泊まる「宿泊」のサービスに看護を加えたサービスを受けられます。

1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす  
【事業所と同一の建物に居住していない場合】

要介護度	要介護費用
要介護 1	13,122円
要介護 5	33,113円

地域の小規模な施設で受ける介護サービス

## 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や健康管理が受けられます。

※新規に入所できるのは原則、要介護3以上の方。(平成27年4月から)

## 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員29人以下の小規模な有料老人ホームなどで、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

※要支援の方は利用できません。



# 生活環境を整えるサービス

福祉用具を借りることや購入することも費用の1～3割を支払うことでできます。福祉用具を使うことで自立した生活ができる上、介護する側の負担も軽くなります。福祉用具を選ぶときや住宅を改修するときは、専門家によく相談しましょう。

## 福祉用具を借りる

### 福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)

次の13種類が貸し出しの対象となります。原則、要支援1・2の方、要介護1の方は、①～④のみ利用できます。⑮は、要介護4・5の方のみ利用できます。

- |          |           |               |
|----------|-----------|---------------|
| ① 手すり    | ⑥ 車いす付属品  | ⑪ 認知症老人徘徊感知機器 |
| ② スロープ   | ⑦ 特殊寝台    | ⑫ 移動用リフト      |
| ③ 歩行器    | ⑧ 特殊寝台付属品 | ⑬ 自動排せつ処理装置   |
| ④ 歩行補助つえ | ⑨ 床ずれ防止用具 |               |
| ⑤ 車いす    | ⑩ 体位変換器   |               |



月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1～3割を自己負担します。(用具の種類、事業者によって貸し出し料は異なります。)

### 適正な価格で、福祉用具を利用しましょう。

適正な価格で利用するために下記の点を理解しておきましょう。疑問な点は事業者にご相談しましょう。

- 商品ごとに貸与価格の全国平均が公表されており、その平均価格をもとに貸与価格の上限額が設定されています。※上限を超えた場合は、保険給付対象外(全額自己負担)となります。
- 事業者には下記①、②が義務付けられています。
  - 貸与する商品の機能や価格帯の異なる複数商品を選択肢として示す。
  - 貸与する商品の全国平均価格とその事業者の価格を説明する。

## トイレ、入浴関連の福祉用具を買う

申請が必要です

### 特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)

購入費支給の対象は、次の5種類です。

- 腰掛便座
- 自動排せつ処理装置の交換部品
- 入浴補助用具
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具の部分

年間10万円が上限で、その1～3割が自己負担です。費用が10万円かかった場合、1～3万円が自己負担です。(毎年4月1日から1年間)

● 指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください。

## 安全な生活が送れるよう住宅を改修する

事前の申請が必要です

### 居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)

生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、要介護区分に関係なく上限20万円まで住宅改修費が支給されます。(自己負担1～3割)

#### ◎介護保険の対象となる工事の例

- 手すりの取り付け
- 段差や傾斜の解消
- 扉の取り替え、扉の撤去
- 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
- 和式から洋式への便器の取り替え

※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。

● 工事の前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか市の窓口にご相談しましょう。また、見積りは複数の業者からとりましょう。



20万円が上限で、その1～3割が自己負担です。費用が20万円かかった場合、2～6万円が自己負担です。

しくみと加入者

介護保険料の決め方・納め方

サービス利用の手順

介護サービス・介護予防サービスなど

地域密着型サービス

福祉用具貸与・購入、住宅改修

費用の支払い

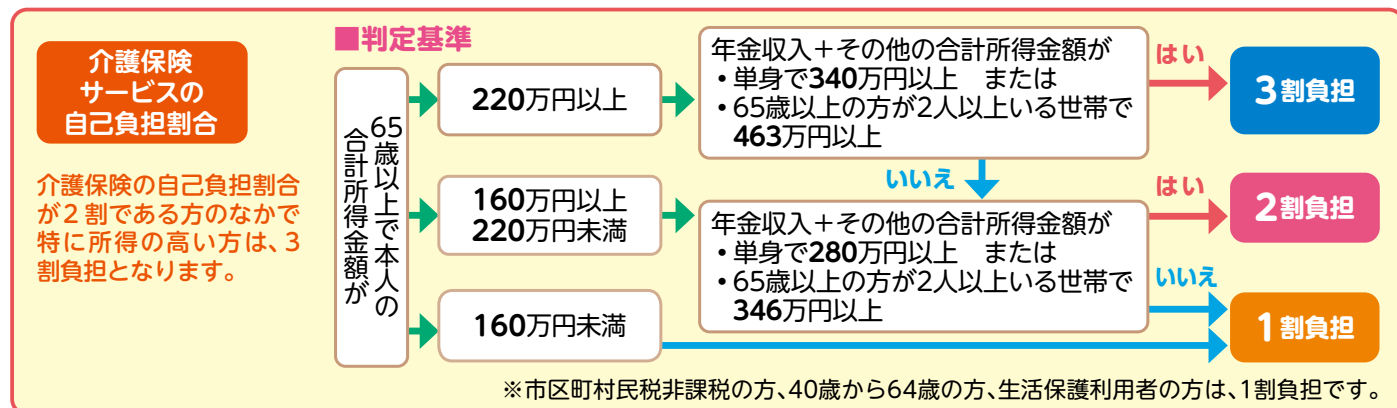
介護予防・日常生活支援総合事業

小田原市の高齢者向け事業

小田原市の地域包括支援センター

# 自己負担限度額と負担の軽減

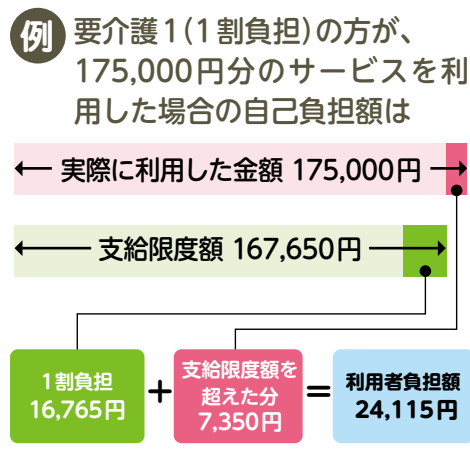
介護保険のサービスを利用したときは、原則として利用料の1～3割を支払います。自己負担が重くなったときや、所得の低い方には、負担を軽減するしくみもあります。



## ■サービスの支給限度額(1カ月)のめやす

※限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。

要介護度	支給限度額	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)
事業対象者	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護4	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円



## ■支給限度額に含まれないサービス

※介護予防サービスについても同様です。

- ・特定福祉用具購入
- ・居宅介護住宅改修
- ・居宅療養管理指導
- ・入所・入居系サービス(短期利用を除く)

## 自己負担が高額になったときの負担軽減

同じ月に利用した介護サービス利用者負担(1～3割)の合計が高額になり、下記の限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。

- 給付を受けるには、市への申請が必要です。
- 同じ世帯にサービス利用者が複数いる場合は、全員の利用者負担を合計します。

### 自己負担の限度額(月額)

区分	限度額
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上の方	140,100円(世帯)
課税所得380万円以上690万円未満(年収約770万円以上約1,160万円未満)の方	93,000円(世帯)
住民税課税世帯で課税所得380万円(年収約770万円)未満の方	44,400円(世帯)
世帯全員が住民税非課税	24,600円(世帯)
・老齢福祉年金受給者の方	24,600円(世帯)
・前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方等	15,000円(個人)
生活保護利用者の方等	15,000円(個人)

## 施設サービスを利用したときの費用

施設サービス費の自己負担分(1~3割)に加え、居住費(滞在費)・食費・日常生活費を支払います。

施設サービス費の1~3割 + 居住費(滞在費) + 食費 + 日常生活費(理美容代など) = 自己負担

## 所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります

所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限(限度額)が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

※給付を受けるには、市への申請が必要です。

### 居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)

利用者負担段階	所得の状況 <sup>*1</sup>	預貯金等の資産 <sup>*2</sup> の状況	居住費(滞在費)				食費	
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	施設	ショートステイ
1	生活保護利用者の方等	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円	300円
2	世帯全員が 老齢福祉年金受給者の方 前年の合計所得金額+ 年金収入額が80万円 以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	490円 (420円)	370円	820円	490円	390円	600円
3-①	世帯全員が 住民税非課税 前年の合計所得金額+ 年金収入額が80万円 超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円	1,000円
3-②	世帯全員が 住民税非課税 前年の合計所得金額+ 年金収入額が120万円 超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	1,360円	1,300円

( )内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

※1 住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者(婚姻届を提出していない事実婚も含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外)の所得も判断材料とします。

※2【預貯金等に含まれるもの】資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。

\*第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下であれば支給対象となります。

不正があった場合には、ペナルティ(加算金)が発生します。

## 介護保険と医療保険の支払いが高額になったときの負担軽減

同一世帯内で介護保険と国保などの医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額が下記の限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。(高額医療・高額介護合算制度)

- 給付を受けるには、市区町村への申請が必要です。
- 同じ世帯でも、家族がそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません。
- 計算期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までの12カ月間。

### 医療と介護の自己負担合算後の限度額(年額)

#### 70歳未満の方

区分	限度額
※1 基準総所得額 901万円超	212万円
600万円超~901万円以下	141万円
210万円超~600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
市区町村民税非課税世帯	34万円

※1 基準総所得額=前年の総所得金額等-基礎控除。

#### 70歳以上の方<sup>\*2</sup>

区分	限度額
課税所得 690万円以上	212万円
380万円以上690万円未満	141万円
145万円以上380万円未満	67万円
一般(市区町村民税課税世帯の方)	56万円
低所得者(市区町村民税非課税世帯の方)	31万円
世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方 (年金収入のみの場合80万円以下の方)	19万円

※2 後期高齢者医療制度の対象者も含まれます。

しくみと加入者

介護保険料の  
決め方・納め方

サービス利用の  
手順

介護サービス・  
介護予防サービスなど

地域密着型  
サービス

福祉用具貸与・  
購入、住宅改修

費用の支払い

介護予防・  
日常生活支援総合事業

小田原市の  
高齢者向け事業

小田原市の地域  
包括支援センター



# 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援 1・2 事業対象者

## 介護予防・生活支援サービス事業

要支援1・2の方、事業対象者は、訪問型サービス〈国基準・基準緩和〉(→8ページ)、通所型サービス〈国基準・基準緩和〉(→10ページ)に加え、以下のサービスも利用できます。

自宅を訪問してもらう

### 訪問型サービス〈住民主体〉

研修を受けた住民に自宅を訪問してもらい、調理や掃除などを手伝ってもらいます。

自己負担のめやす  
1回 100円

※身体介護を行いません。

### 訪問型サービス〈短期集中〉

専門職等が短期間に集中して訪問し、心身状態の改善を目指します。

自己負担は  
ありません。

※閉じこもり傾向、低栄養状態、口腔機能等の低下がある方が対象になります。

施設に通って受ける

### 通所型サービス〈住民主体〉

研修を受けた住民が公民館等で実施する体操やレクリエーションなどの生活行為向上のための支援が受けられます。

自己負担のめやす  
1回 100円

※「入浴、排せつ、食事等の介助」と「送迎」を行いません。

### 通所型サービス〈短期集中〉

専門職がタウンセンター等を会場として、短期間に集中して運動機能や栄養状態などの生活機能の向上を目指します。

自己負担は  
ありません。

※運動機能や栄養状態等の低下がある方が対象になります。

要介護 1～5

要支援 1・2

事業対象者

非該当

## 一般介護予防事業

将来、寝たきりや認知症といった状態にならないようにするための取り組みです。

「まだまだ自分は元気!」と思われている方も、心身の機能は使わなければどんどん低下していきます。

< こんな不安ありませんか ?? >

足腰が弱って、転倒や骨折でもしてしまったら、寝たきりになってしまうかもしれない



最近、もの忘れが多くなったかも…。認知症になってしまうのかしら?



いつまでも健康で自分らしく生活していきたいと思われたら、一歩踏み出してみましよう! 小田原市では、“65歳からの筋トレ教室”や“脳トレ!脳と体の生き生き教室”などの介護予防教室を市内各地で実施しています。参加募集については、毎月1日発行の「広報小田原」で行っています。詳しい内容は、健康づくり課 介護予防推進係までお問い合わせください。なお、事業によって、開催時期や会場などが異なりますので、ご注意ください。

※一般介護予防事業については、手指消毒の徹底や体調管理の他、定員を半分にし、換気を行う等、新型コロナウイルス感染予防対策をとった上で実施しています。



# 小田原市の高齢者向け事業

認知症の方、要介護の方とそのご家族を支援する事業を行っています。

## 主に認知症の方とそのご家族を支援する事業

### ■認知症サポーター養成講座

認知症について学び、温かい目で認知症の方やその家族を見守っていただいたり、自分でできる範囲内で認知症の方をサポートする「認知症サポーター」を養成する講座です。講座を受講された方に、認知症を支援する目印として「認知症サポーターカード」をお渡しします。

### ■おだわら・はこね家族会

認知症の方を介護されている家族の集いの場です。箱根町と共同で毎月開催しています。



### ■認知症等高齢者SOSネットワーク事業

行方不明になるおそれのある高齢者の氏名や住所等を事前にご登録いただくと、所在不明時に警察の捜索と並行し、関係協力機関に情報を提供しますので、早期発見・保護につながります。

### ■介護マーク

認知症の方などを介護している場合、周囲の人から見ると介護していることが分かりにくいことから、在宅で介護されているご家族等に対して首から提げて使用する「介護マーク」を配布し、外出時のトイレ介助や下着の購入などの際にご利用いただいています。



## 要介護の方とそのご家族を支援する事業

### ■独居老人等緊急通報システム

体に異常を感じたり、突発的な事故などのために助けを求めたいときに、簡単な操作で緊急事態を通報できます。通信料が月100円程度かかります。

対象者：市内在住で満65歳以上の一人暮らしの方または満65歳以上の方のみで構成されている世帯で、要介護3～5の認定を受けた方



### ■家族介護教室

身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的に、介護の知識や介護技術を学びます。

対象者：在宅で高齢者等を介護するご家族

### ■紙おむつの支給（家族介護用品支給）

ねたきりや重度認知症の高齢者等を家庭で介護しているご家族に、紙おむつを支給することで、介護者の経済的な負担の軽減を図ります。

対象者：要介護3～5の認定を受け、認定調査の結果おむつが必要と認められた方（市町村民税非課税世帯に属し、在宅で生活している方に限る。）を介護しているご家族

### ■福祉タクシー利用助成

在宅の高齢者等が通院などにタクシーを利用した場合、初乗り運賃（福祉有償運送\*は上限500円）を助成します。

1カ月あたり4枚のタクシー券を申請により交付します。

対象者：要介護3～5の認定を受けた方（在宅で生活している方に限る。）

ただし、次の方は対象外になります。

- ・在宅重度障がい者等福祉タクシー利用助成制度対象者
- ・軽自動車税または自動車税の減免を受けている方
- ・施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）に入所している方、医療機関に3カ月を超えて入院されている方

### ※NPO・民間団体による福祉有償運送

1人ではタクシー等の公共交通機関の利用が難しい方が利用できる移送サービスです（事前登録制）。料金等は団体によって異なります。

対象者：事業対象者、要支援1・2、要介護1～5の認定を受けた方

しくみと加入者

介護保険料の  
決め方・納め方

サービス利用の  
手順

介護サービス・  
介護予防サービスなど

地域密着型  
サービス

福祉用具貸与・  
購入、住宅改修

費用の支払い

介護予防・  
日常生活支援総合事業

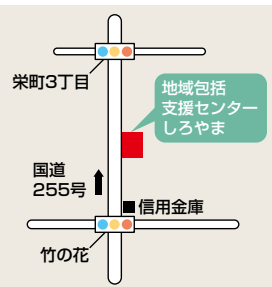
小田原市の  
高齢者向け事業

小田原市の地域  
包括支援センター

# 小田原市の地域包括支援セン

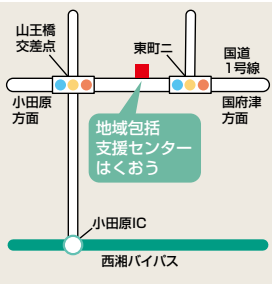
## ① 地域包括支援センターしろやま

**受託法人** 社会福祉法人 長寿会  
**担当地域** 緑、万年、幸、芦子地区  
**所在地** 小田原市栄町3-12-4  
**電話番号** (0465)23-8115



## ② 地域包括支援センターはくおう

**受託法人** アースサポート株式会社  
**担当地域** 新玉、山王網一色、足柄地区  
**所在地** 小田原市東町1-30-32  
**電話番号** (0465)34-7611



## ③ 地域包括支援センターじょうなん

**受託法人** 社会福祉法人 西湘福祉会  
**担当地域** 十字、片浦、早川、大窪地区  
**所在地** 小田原市早川853  
 (早川高齢者ふれあいセンター内)  
**電話番号** (0465)24-5601



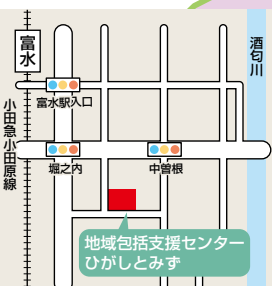
## ④ 地域包括支援センターはくさん

**受託法人** アースサポート株式会社  
**担当地域** 久野、二川地区  
**所在地** 小田原市久野137-2  
**電話番号** (0465)66-3066



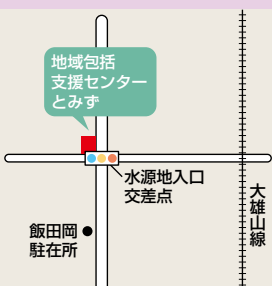
## ⑤ 地域包括支援センターひがしとみず

**受託法人** 社会福祉法人 小田原福祉会  
**担当地域** 東富水地区  
**所在地** 小田原市堀之内7-1  
**電話番号** (0465)39-5551



## ⑥ 地域包括支援センターとみず

**受託法人** 社会福祉法人 小田原福祉会  
**担当地域** 富水地区  
**所在地** 小田原市清水新田271  
**電話番号** (0465)66-3456



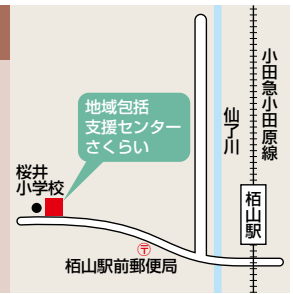
お気軽に

# ター



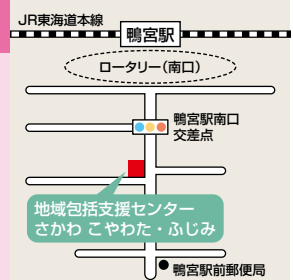
## ⑦ 地域包括支援センターさくらい

**受託法人** 社会福祉法人 小田原福祉会  
**担当地域** 桜井地区  
**所在地** 小田原市曾比1957  
**電話番号** (0465)20-3371



## ⑧ 地域包括支援センターさかわ こやわた・ふじみ

**受託法人** アースサポート株式会社  
**担当地域** 酒匂・小八幡、富士見地区  
**所在地** 小田原市南鴨宮3-7-12  
**電話番号** (0465)47-9300



## ⑨ 地域包括支援センターしもふなか

**受託法人** 社会福祉法人 東洋会  
**担当地域** 下府中地区  
**所在地** 小田原市酒匂956-1  
 (介護老人福祉施設ジョイヴィレッジ内)  
**電話番号** (0465)48-1101



## ⑩ 地域包括支援センターとよかわ・かみふなか

**受託法人** アースサポート株式会社  
**担当地域** 豊川、上府中地区  
**所在地** 小田原市成田444-1  
**電話番号** (0465)38-4441



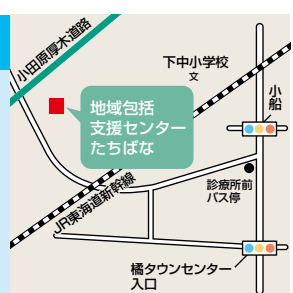
## ⑪ 地域包括支援センターそが・しもそが・こうづ

**受託法人** 社会福祉法人 積善会  
**担当地域** 曾我、下曾我、国府津地区  
**所在地** 小田原市曾我光海2-1 (ルビーホーム内)  
**電話番号** (0465)42-1374



## ⑫ 地域包括支援センターたちばな

**受託法人** 社会福祉法人 東洋会  
**担当地域** 前羽、橋北地区  
**所在地** 小田原市小船213-1  
 (介護老人福祉施設たちばなの里内)  
**電話番号** (0465)44-1102



**ご相談ください!**

しくみと加入者  
 介護保険料の  
 決め方・納め方  
 サービス利用の  
 手順  
 介護サービス・  
 介護予防サービスなど  
 地域密着型  
 サービス  
 福祉用具貸与・  
 購入、住宅改修  
 費用の支払い  
 介護予防・  
 日常生活支援総合事業  
 小田原市の  
 高齢者向け事業  
 小田原市の地域  
 包括支援センター

## 介護保険とは

介護が必要になったときに、費用の一部を負担することで介護サービスを利用できる制度です。介護保険制度の目的は、「**自立支援**」です。

高齢者の皆さんが①自分の意思に基づき②能力を最大限活かして③自立した質の高い生活を送ることを目指しています。

介護保険で利用できるサービスには様々なものがありますが、自分らしい生活を送るためには、これらのサービスを効果的に利用していくことが大切です。

自分の状態に合っていないサービスや不必要なサービスを利用すると、身体の機能が衰えてしまい、かえって健康を損なう恐れもあるため、注意が必要です。「**どうすれば元気でいられるか**」「**どうすれば今よりも悪くならないか**」「**まだ自分でできることはなにか**」考えてみましょう。

### マイナンバー制度について

各種申請や届け出には、原則として、マイナンバー（個人番号）の記入が必要です。窓口では本人確認のため、マイナンバーの確認と身元確認を行います。

#### ◆マイナンバーの確認には次のいずれかが必要

・個人番号カード ・通知カード<sup>(※)</sup> ・個人番号が記載された住民票 等

※通知カードの記載事項（住所・氏名等）が住民票の記載事項と一致している場合は、マイナンバーを証明する書類として利用できます。

#### ◆身元確認には次のいずれかが必要

・個人番号カード ・運転免許証 ・パスポート 等の写真つきの身分証明書

※介護保険被保険者証等の写真がない身分証明書の場合は2種類が必要。

◎個人番号カードは、マイナンバーの確認と身元確認の両方ができます。

### お問い合わせ先

## 小田原市役所 高齢介護課

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪300番地

- 要介護認定については……

**介護認定係 TEL. 0465-33-1872**

- 介護サービス利用については……

**介護給付係 TEL. 0465-33-1827**

- 介護予防・日常生活支援総合事業については……

**介護給付係 TEL. 0465-33-1827**

**地域包括支援係 TEL. 0465-33-1864**

- 地域包括支援センターについては……

**地域包括支援係 TEL. 0465-33-1864**

- その他高齢者福祉全般については……

**高齢者福祉係 TEL. 0465-33-1841**

- 一般介護予防事業については……

**健康づくり課 介護予防推進係 TEL. 0465-47-4721**